（説明書類の記載事項）

第二百八条の二十六　法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　営業収益（売上高その他これに準ずるものを含む。）又はこれに相当するもの

(2)　経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

［(3)～(7)　略］

四　最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

ハ　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

［ニ～ク　略］

五　［略］

別紙様式第十三号（第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係）　（日本産業規格Ａ４）

関係会社に関する報告書

〔年　月　日から
　年　月　日まで〕

年　月　日提出

登録番号　財務（支）局長（金商）第　号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

［１～３　略］

（注意事項）

［１～３　略］

４　親法人等及び子法人等その他関係会社がない場合には、当該報告書の作成及び提出をすることを要しない。

（説明書類の記載事項）

第二百八条の二十六　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　営業収益（売上高その他これに準ずるものを含む。次号ハにおいて同じ。）

(2)　経常利益又は経常損失

［(3)～(7)　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　最終指定親会社及びその子会社等（令第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいい、法第五十七条の十六の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。）が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資産（ハにおいて「営業収益等」という。）の額として算出したもの（各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

［ニ～ク　同上］

五　［同上］

別紙様式第十三号（第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係）　（日本産業規格Ａ４）

関係会社に関する報告書

〔年　月　日から
　年　月　日まで〕

年　月　日提出

登録番号　財務（支）局長（金商）第　号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

［１～３　同左］

（注意事項）

［１～３　同左］

［加える。］